

監査報告書

令和4年 5月30日

社会福祉法人いわき福音協会

理事長 藍谷健一様

監事 本村孝夫
監事 沢 宏一

私たち監事は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 理事会等に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - (2) 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条の16各号に掲げる体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部管理体制）について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（社会福祉法施行規則第2条の33各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方針に基づき、当該会計年度に係る事業報告及び、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部管理体制に関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部管理体制に関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人尾形克彦公認会計士事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

口頭指示

令和3年度は、いわき市の監査において、人格尊重義務違反（令和3年10月20日）、虐待発見時の通報義務違反による文書指摘、不適正な事務手続きによる口頭指摘により、いわき市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の遵守勧告（令和3年10月20日）を受けています。これらについては、同様の問題が発生することのないように改善策を講じて、いわき市の担当部局に報告しているが、改善策は今後も定期的に実施していくべきものであり、年度の中で研修体制や報告体制などを計画、チェックして、実施した記録を明確にしておく必要がある。

また、今年度は法人として、統廃合による一定の収益改善が見られたが、福島整肢療護園については、本部と福島整肢療護園との意思疎通を図る体制は構築されたものの、今年度も決算結果は厳しく、改善計画書に基づく改善に引き続き務めていく必要がある。

改善すべき事項

- ① 不祥事防止について高い倫理観を持つために、継続的な研修の実施、虐待防止チェックリスト等の活用を図るなどして、再発防止に努める必要がある。
- ② 管理者等は、不祥事防止のために常にリーダーシップを發揮し、利用者等の権利が擁護される職場作りに取り組む必要がある。

以上